

平成 30 年度小城市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、小城市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図り、障がい者の自立の支援に資するための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、小城市に属する全組織を対象とする。

3 調達対象となる障がい者就労施設等

この方針において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）
 - （※）（ア）障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - （イ）障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - （ウ）雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上
- (3) 在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等からの調達の可能性を積極的に検討するものとする。
- (2) 高齢障がい支援課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、これらの情報をもとに各課等に対し、障害者優先調達法の趣旨や本方針の内

容の啓発に努める。

5 調達の方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）により契約を締結するものとする。

6 調達目標

平成 30 年度の調達目標は、次のとおりとする。

目標額 5,300 千円

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により遅滞なく公表する。
- (2) 調達方針に基づく物品等の調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく調達の実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 その他

障害者優先調達法の趣旨や本方針を理解し、職員個人や親睦会等においても、率先して障がい者就労施設からの物品等の私的購入（定期的な注文販売、昼食弁当、庁舎等での定期的な販売会等）の促進に努める。